

平成 27 年

南三陸町議会会議録

第3回定例会 3月3日 開会
3月23日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 3 月 5 日 (木曜日)

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成27年3月5日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理者	佐藤	秀一君
総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部	明広君

建設課長	三浦	孝君
建設課長補佐	佐藤	勉君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	佐藤	孝志君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	仲村	孝二君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	羽生	芳文君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤	広志君
公立志津川病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課財政係長	佐々木	一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	通君
生涯学習課長	及川	庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	芳賀	俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長

阿部 明広君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀 俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

議事日程 第3号

平成27年3月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 請願12の1 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を、被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める意見書提出についての請願書について
- 第 3 陳情 3の1 仮設住宅の空き部屋有効利活用に関する陳情書について
- 第 4 陳情 3の2 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について
- 第 5 議案第13号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第14号 南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第15号 南三陸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例制定について
- 第 8 議案第16号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第17号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第18号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第19号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第20号 南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第21号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

- 第14 議案第22号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第23号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例制定について
- 第16 議案第24号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第25号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第26号 南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第27号 東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例制定について
- 第20 議案第28号 南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第21 議案第29号 南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

3月定例会3日目でございます。本日もよろしくお願ひします。

建設課長が欠席しております。課長補佐が着席いたしております。よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番今野雄紀君、7番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2日 請願12の1 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を、被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める意見書提出についての請願書について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、請願12の1 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を、被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める意見書提出についての請願書を議題といたします。

本請願については、民生教育常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、事務局をして朗読した請願は、平成27年1月7日、1月26日の2回、役場議員控室において審査を行いました。

紹介議員が当委員会委員でありましたので所定の手続等は省いて、委員会の中で願意等について聞き取りをいたしました。さらに、町民税務課長、保健福祉課長に出席を求め、3月11

日に発生した東日本大震災被災者の医療等確保を目的とした一部負担金免除措置の経緯についての説明を受けるとともに、27年度についても住民税非課税の世帯の一部負担金減免への国の財政支援があること、さらには近隣市町の動向、他の保険制度との比較、1人当たりの医療費が震災前の水準に戻ってきているなど説明を受け、委員会として協議の結果、委員会としては表決を行い、不採択すべきものと決定したものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告に対する質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ただいま委員長より不採択された経緯というものが説明されたわけありますが、これはあくまでも国に対する意見書の提出という請願であります。

そこでお聞きしたいんですが、これを逆に採択とした場合、南三陸町の住民の方々にどのような不利益を与えるのかということであります。その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 不採択としても住民に不利益はないものと思います、国の制度でありますので。（「採択の場合」の声あり）これを採択した場合、住民に不利益を与えるかということでしたよね。採択しても住民に不利益はないものと思います。

○議長（星 喜美男君） 経過と結果に対する質疑ということでお願いします。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ですから、不採択となった結果の質疑でありますので、逆に採択した場合に、住民にどのような不利益を与えるのか。あくまでも住民のことを考えての請願だと思うので、住民に利益を与えるのであればいいんですが、私はそこを言っているんです。

だから、逆に採択した場合には、住民にどのような影響を与えるんですかということです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） これは採択しても住民に不利益は与えません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 表現がどうなのかなという思いがするんですが、要するに震災直後の医療費、大体被災した方々全員が無料、国が負担したということでありまして、それから時間がたつにつれて、要するに低所得者と限定されてきたわけですよ。それ以外の方々は、医療費を負担してきたわけです。ですから、これをまたもとに戻して、全員を、国の交付でもつて医療費を負担してくれという請願なんですね。

ですから、この内容からしてみれば、医療費を負担する住民が出てきたということですから。最初の被災された方々全員に戻してほしいという請願内容なんですね。その辺を聞いている

んです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私どもはそういうものではなくて、そういうふうな解釈はしておりません。私どもはあくまでもこれまでの過程を考え、そして今の現状を考え、請願の願意そのものが全部最初に戻せというものではないものと認識しております。さらに紹介議員にもその旨を聞いておりますので、今の議員のあれにはちょっと当てはまらないものと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願12の1を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものです。

請願12の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立少数です。よって、請願12の1は不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 陳情3の1 仮設住宅の空き部屋有効利活用に関する陳情書について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、陳情3の1仮設住宅の空き部屋有効利活用に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

陳情3の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情3の1については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情3の1を採決いたします。

本陳情書は、採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第4 陳情3の2 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、陳情3の2 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

陳情3の2については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情3の2については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情3の2を採決いたします。

本陳情書は、採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第5 議案第13号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第13号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第13号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復旧・復興事業を遅滞なく推進するに当たり、事業の進捗に合わせた組織体制を構築するため、南三陸町行政組織条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、復興用地課を廃止し新たに管財課を設置すること、企画課の分掌事務に地方創生に関する事を追加し、それぞれの分野における事業のさらなる推進を図るものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 細部説明をさせていただきます。

まずもって、議案関係の参考資料が2冊ございますが、2冊のうち1という資料をごらんいただきます。

3ページ、それから3ページの2にわたりまして、新旧対照表が載ってございます。ただいま町長が提案理由で申し上げた内容が載っておるものでございます。

1枚めくっていただきますと、4ページに4月1日施行の行政組織機構図が載ってございますので、これらを照らし合わせながらごらんいただきます。

まず、この機構図の赤いところが今回の行政組織の改編によって影響が出るという部分でございます。

町の組織につきましては、これまで復興のステージに応じて必要な行政組織の再編を行つてまいりました。今回、管財課を新たに設置いたしますが、現在、復興用地課で進めております用地の関連業務、これがおおむねめどがつきました。一方、復興事業などによりまして、町が買い上げた土地、あるいは防集団地、集会所など、新たに派生した財産管理の必要性も生じてきておりますので、町の財産を総合的に管理、所管する部署として、管財課を設置したものでございます。

なお、引き続き残っております用地交渉や買収、土地の価格評価など、そういう専門事務

についても所掌をいたします。

また、これまで現在総務課にある財産管理係の業務を、こちらの管財課のほうに移管いたしまして、通常の町有の財産管理も一括するというものでございます。

次に、企画課内に地方創生と官民連携推進を総合的に担う部署を新設するものであります。

地方創生は、言うまでもなく、27年度に地方版の総合戦略の策定に取りかかります。官民連携推進につきましては、志津川、伊里前の商業施設の整備によるにぎわいの創出、あるいはグランドデザインの具現化に向けた各種調整を行うまちづくり業務の連携を主な内容とするものであります。

これに伴いまして、組織の規則の中で、若干係の業務あるいは係名も改称となっておりますので補足いたしますが、企画情報係というところなんですが、これまで企画推進と情報の政策と2つの係がございましたが、これを今回官民連携地方創生ができるというところで、1つの係に集約しようというところでございます。

それから、管財課には記載のとおり2つの係で対応するということでございます。

それから、市街地整備課の復興拠点整備係につきましては、現在企画課のほうで計画をつくりております伊里前の市街地整備の事業がとれたということで、事業の着工に移るという段階でございますので、事業課のほうにシフトをすると。

それから、総合支所の地域生活課の現在産業振興係となっている部署の係名を地域振興係に改めまして、従来の産業振興に加えまして、歌津地区の各種復興関連業務を担っていくということで、基本的には伊里前の市街地整備を中心に、復興拠点整備係と連携しながら、各種歌津地区の復興に携わっていくというような内容が主なものでございますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。

組織の改編について、二、三質問させていただきたいと思います。

ちょっと最初に1つ、聞き間違いかなと思うんですが、一応確認しておきたいんですけれども、説明の最後のほうで、復興市街地整備課の中に復興拠点整備係というのができるということで、これが主に伊里前地区のまちづくり等を所掌するんだというご説明だったと思うんですけれども、その説明の中で、これは事業課にというお話を聞こえたので、復興事業推進課のことを指しているのか、復興市街地整備課のことを指しているのか、ちょっと確認させ

ていただきたいということがまず1点と、もう1つ、企画課の中に地方創生官民連携推進室というのが新たに新設されるということですね。これは、以前から何度か町長自身にもお伺いしていた部分でもあります。

まず1つお伺いしたいのは、地方創生と官民連携という2つの業務がなぜ一緒にになっているのかということをもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。性格上、似ている部分もあると思うんですが、全く違う部分もあると思いますので、どういう体制で行っていくのかということをご説明ください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目、ちょっと私の説明不足があったのかもしれません。

市街地整備課の拠点係というのはもともとあった係でございます。それで、伊里前地区の計画を当課のほうでようやくとれたということで、新年度から事業をする段階になるということでございますので、市街地整備課の拠点整備係のほうに仕事を移すということで、復興事業推進課のほうに事業ということではなくて、工事の段階に入りますので、専門部署のほうに移すという意味合いでの説明でございました。

それから、2点目の地方創生と官民連携がなぜ一緒にという、あるいは現段階での執行体制というところでございますが、正直非常に大きな業務を抱える部署になるかと思います。本来であれば、それぞれ課レベルの膨大な業務量になるというふうには思っておりますが、今回の機構改革に当たりましては、これ以外にも実はまだまだ復興関連で整理集約をしなければならない業務がたくさんございます。ただ、現在50近い団体から派遣職員をいただきながら、320人ぐらいですか、やっている中で、確かに今は必要なんですけれども、組織を一時的にはふやしたいところなんですが、そこにはある程度限界があると。ましてや地方創生の部分に関しては、被災地特有ではなくて、日本全国同じだという観点からすれば、これは地元の職員が汗を流さなければならぬだろうというところで、ぎりぎりの組織の内部調整をしたという結果でございます。

なお、体制につきましては現在調整中であります、相当多くの職員数でここを担うということは、現状の復興事業を優先するという観点から少し厳しいのかもしれません、今まで企画課で地方創生関連、あるいはまちづくり関係を担ってきたといういきさつから、27年度は企画課の中に内室という形で置くということにしたものであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点目の質問は理解いたしました。これから市街地整備課の中のこの

係が伊里前も含めて、今までやっていた事業も含めてということだと思うんですけども、引き続き所管していくと。それが実際に事業として動いていく段階に入ったんだというご説明だったと思います。

2点目の地方創生と官民連携ということで、今の説明を聞いていますと、少し心配になる部分といいますか、ぜひ体制を整えていただきたいという思いがあります。

もちろん今300ぐらいの職員の皆さんで仕事をやっていらっしゃいますけれども、それが段々派遣の方も少なくなっていくと。地元の人間で地元のことは面倒見ていくんだということは必要なことだろうと思いますけれども、復興のその先へ行くためには、地方創生並びに官民連携というのは非常に重要な部分だと思います。重要なというのは、日ごろの、日常町民からの要望であるとか、何か問題が起きたときに対処するとか、そういう行政としての求められる行政サービスを越えて、この町の価値であるとか、この町はどういう方向に行くんだということを戦略的に考えていかなければいけないという、そこにアイデアを出していかなければいけないという部署だろうと思います。それこそが、その町の大きい推進力にもなっていくんだろうと思いますし、行政頼みになるばかりではなくて、民間からの意見も十分に吸い上げていただきたいとは思いますけれども、そこでいろいろ苦しい台所事情はあるのだと思いますけれども、ぎりぎりの人数で何とかやっていかなければいけないということであれば、これは町長にお伺いしたいなと思いますが、その体制整備に人数を割けばいいという問題ではないと当然思いますけれども、意気込み、強いメッセージをぜひ発信していただきたいなと思いますので、今のところのお考えをお聞きしたいということと、追加で、特に官民連携、地方創生、両方ですかね、期待したい部分ということで、行政組織は昔から縦割りでなかなか横の連携がとれないよねということは皆さんもいろんな方からそれぞれの場所でお聞きになっていると思います。この官民連携室が横串を入れるといいますか、横つながりをつくっていくものになり得るのかなと期待する部分があるんですけども、その横の連携をどうしていくのか、この部署でとれていくのかどうかですね。そこをもう1点お伺いしたい。

さらに、官民連携ですので、この町で復興を目指そうと、復興しようとさまざまな方がいろいろなところで立ち上がっています。ただ、そこには例えば活動を継続していくのが困難になってしまったり、本当に町民に求められているものというは何なのかというところが見えづらくなってしまったりということが今後起こっていくんだろうと思います。そのときに、官民連携室というのは非常にわかりやすい名前ですから、ターゲットになり得ると思うんです。

そこに行けば何でも相談に乗ってくれるのかなというふうに思いますので、そういう民間との窓口になり得ると思いますが、そこをどのように連携をとっていくおつもりなのか、この場でお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生官民連携推進室ですが、基本的には庁舎内でもいろいろ検討してまいりました。結果としてこういう形でご提案させていただいているわけでございますが、ある意味この部分がこれから南三陸町のまちづくりの多分中枢的なところになってくるのだろうと認識してございますので、私とすれば大変重要な室になる、部屋になっていくと思いますので、これまで民間の方々、さまざま今町内においてになっておりますが、横の連携というのは実は若干欠けているというのがございます。基本的にはここの場合については町会社等も含めての連携もございますので、それを通じて、横糸それから縦糸をどう結びつけるのかということについて、さまざま町会社含めて検討するということで、我々としてもこれについてはしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに覚悟を決めてやっていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2点目の、行政の縦割りの部分を排除して、これからは民間の知恵も借りながらというような部分でございますが、まさにそのとおりで、官民あるいは公民連携という時代に入っているわけでございますので、今までも当然それは行政の各課、各班にわたって大なり小なり地域の方々と連携しながら、行政施策を進めてきたということは間違いないところなんですけれども、大きく時代がシフトしたということでございますので、その意味合いがなお一層強くなるということあります。

ただ、この官民連携室がすべからく全ての理想をかなえるというような組織ではなく、当面まず求められているまちびらき、これにスーパーやそういった生活利便を回復させるというようなことも含めて担っていくというポイントを、まず優先順位を決めながら、それが高台移転を決めた方々に対する一日も早いお約束をかなえるということにもなりますので、まずはそういう市街地整備を中心に連携室が商業者あるいは漁業者と常に連携をとりながら、一日も早いまちびらきができるように支援するという部署として今考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おおむねその業務内容とか、これから期待されることというのは理解できたかなと思います。

ただ、庁舎内の横の連携ということですけれども、この場所だけに限らず、それは職員皆さん意識の問題でもあると思いますので、今まで取り組んでいることですし、これからも取り組んでいくという町長のお答えだったのかなと思いますが、どこかが主導的にやっていかないと体制というのはなかなか打ち壊せないものというのはあるのではないかと思います。

その場合に、この推進室の中にどれぐらい権限があって、ほかの課であるとか、ほかの担当している部署の情報であるとかを引っ張ってこられるのかということはまだちょっと見えづらいなと思います。頑張ってやっていきますというのはもちろん頑張ってやっていただく以外にないんですけども、そこには一定程度の裏づけというか、何かルールのようなものがあってしかるべきだろうと思いますので、そこまで踏み込んでこの推進室にそういう役割まで期待していくのかどうか、町長のお気持ちをお伺いしたいということと、今業務の中で地方創生よりも官民連携によるまちづくりが当面の課題なのかなというニュアンスが感じ取られたんですけども、私も議員をやりながら、そういう民間の方々でノウハウを持っていらっしゃる方とか思いを持っていらっしゃる方というのをここにおつなぎしていきたいという思いがありますので、それが必ずしもまちづくりに関係せずに、この町の産業であるとか、1次産業から3次産業までありますけれども、多岐にわたると思うんですね。そのときに、今はとりあえずまちづくりをやりたいのでちょっと待ってくださいとか、今の段階で受けとめきれませんというのだと、何だよという、期待した分、反動が大きいのかなとも思いますので、そこは体制づくりを考えていく中で、ぜひもう少し検討していただきたい部分かなと思いますので、何かそこがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生の絡みでいくと、これは全庁的な取り組みにならざるを得ないと思いますし、官民連携になりますと、これはある意味民間の方々との連携も取らなければいけないということでございますから、基本的にはこの場所がすべからくほかの部署も含めて、ここにいろんなさまざまな情報も含めて集まつくるのは間違いないわけで、そういうといった総合的な役割を担っていくという意味においては、先ほど申しましたように大変重要な場所になるのだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者も地方創生と官民連携のお話でありましたが、国の外郭団体にもこういった官民の団体といいますか、組織があるわけですよね。そういう方々との町とのか

かわりはどういうふうにこれから持っていくのか、そちらから来るのを待っているのか、こちらからお話をしていくのか、いろんな創生に関する事業について。その辺の考え方ですね。

それから、いつも私は話しているんですが、総合支所の組織機構、今度、地域復興係ですか、これを新しく係を設けるというような内容ですが、総合支所という名称が、やはりその支所でもって、ある程度の住民の方々が用が足せるような機構にしてほしいわけですよ。

とにかく、話は持っていくんだが、志津川の本署に行かないとだめです、行ってくださいというようなことは極力なくしてもらいたい。そこなんですね。従来どおり町民の方は総合支所に行ってお話を来て、さらにまた本署に行ってくださいということで、またガソリンをかけてわざわざこちらまで来なければ用が足せない仕組みがまだ継続するのかどうかということです。それは前から何度もお話をしていますように、極力総合支所で、大きな問題、小さな問題というと語弊があるかもしれません、大抵のものはそこで用が足せるような仕組みをつくっていただきたいと。その辺の内容はどうなのかですね。

それから、人事につきましては町長の特権でありますので、私がどうのこうの言うことではないんですが、ただ町民の声ですけれども、町民の声を私どもが議会でもって話さなければならぬんですが、やっぱりいろんな係、担当がずっとあるわけですね、何百人という方々。やはり職員の方々にもいろんな課を担当してもらって、いろんな仕事を勉強してもらいたいという観点から、同じ係を何年も長くそこに張りつけておくのはいかがなものかなというような住民の声もありますので、多くの勉強をさせる意味でも、同じ担当をそこにずっと置くようなことはいかがなものかなと私もそう思っていますので、その辺の町長の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、地方創生絡みのさまざま、国あるいは外郭団体とのかかわりと。当然、当町も初めてこれに本腰を入れるという取り組みでございますので、まず基本的な情報あるいは制度の内容なりノウハウ、それからどういった方々と接することが地方創生の戦略を立てる上で一番効率的なのかと、有効なのかということも含めまして、新年度に中央省庁などを訪問しながら、まずこういった基本的な土壤といいますか、そういったものを整備してからこれから計画づくりのスケジュールというんですかね、それらをしっかりと立てるという必要があるかと思いますので、そういう外郭団体とのかかわりという部分は、人材面も含めていろいろご相談させていただくことになろうかと思っております。

それから、支所の一回で用が足せるようにという部分につきましては、おっしゃるまでもな

くそのとおりでございますので、今現在、震災復興絡みということで、さまざまな業務が錯綜しているという状況は否めませんけれども、もう一度所掌している本町支所の業務をしつかりチェックしながら、無理、無駄のない体制にしていきたいと思っておりますし、何よりやはりそこに従事する職員の研修なり体質というのも非常に重要視されますので、人事担当と連携しながら、そこはしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 数年で変わる部署もございますし、それから専門性も含めてございますので、その辺のご指摘の部分につきましては、人事担当課長に私から指図しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今度初めて、27年度からの創生事業ということで、これからがスタートだということで、課長の話ですと、これから各省庁を回ってどういうことをしていいのか勉強していく、いろんな調査をしながら進めていきたいというお話で、いつでしたか、9月だったかな、一般質問で地方創生の質問をして、いち早く町の方針というものを考えて、早く打ち出して進めてもらいたいということを、たしか9月の定例会の一般質問でやった記憶があります。そのときはまだ国の内容がきっちりできていないからできた後でということでスタートするんだというお話でしたけれどもね。

この地方創生に関する国のメニューというのがあるわけですね。今回も我が町でも医療費の拡大といいますか、年齢を引き上げるとかの話があるようですが、それはほかの皆さん、全国でもやられるんですよね。宮城県内でも隣接市町村ではもうそういった話があって、それが全部私どもの考え方と同じような考え方でそういった医療費の問題も含めてやられるとなると、果たしてそれが本当に人口減対策になるのかなという思いもするわけですね。我が町だけであれば、南三陸町に住みたいなという思いもあるんでしょうけれども、よその町でも同じことをやりますと、何だ、どこでも同じだろうなということになってしまふので、ですから私は何度も言いましたように、我が町独自のものを早く企画して立てて、それを逆に国にぶつけろと。石破大臣だって言われているわけですから。皆さんの町独自のものを企画して出してよこしなさいと。それをメニューに取り入れますからということを言っているんですからね。これからだということは仕方ありませんが、この町がどうすれば発展するのか、どのようにすればいい町になるのか、その辺のところをよく考えてやっていただきたい。

先ほど言いましたように、国の外郭団体、いろんな官民連携の団体があります。実際に私も

いろんな方々とのお話でいろんな企画も言われておりますけれども、ぜひ役所といいますか、行政としましても、積極的にそういった方々のかかわりを深くして、いろんな案を聞いてメニューづくりをしていただきたいと思います。

歌津総合支所の件に関しましては、そこで用が足せるようにということで、いい返答を企画課長からいただきました。できれば財布といいますか、何を言ってもやはりお金ですので、合併当時幾らでしたか、総合支所の判断で使えるお金というのはあったわけですよね。今はないんでしょう。ゼロに等しいんでしょう。ですから、幾らかお金の権限も与えてもらうような内容にもしていただきたい。例えば、砂利を一輪車で1台ひくにもいちいち本署の決済をもらわないとできないようなやり方ではまずいのではないかなど、総合支所ですから。その辺のところの権限も与えていただければなど、考えていただければなと思います。

それから、人事担当課は総務課長ですからね。ただ、総務課長も大変ですよ。自分はそう思っても町長からこうだと語られればなかなかやれないんですから、単独では。そこを町長に私は言ったんですから。その辺のところをよく考えて、住民からいろんな話が出ないようなやり方をしていただきたいということです。

終わります。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。

ただいまの1番議員、14番議員の発言と私も同じ考え方なんですけれども、1点ほどお伺いいたします。

新しい課の創設で、地方創生官民連携推進室という新しい課ができるわけですが、これに期待するわけですけれども、それにつきましてもただいま前者14番議員が言ったように、総合支所の件なんですけれども、歌津は特に第1次産業の占めている割合が多くて皆さんが長靴で支所に来るわけです、忙しい中来るもので。そういう中、結局用が足せなくて本庁に行つてくださいとたびたびあるという声が聞かれておりますけれども、やはり人数の少ない中でやっているから、本庁機能を重要視するのは否めないんですけれども、その中でもしえれば、最小の経費で最大の効果を我々は上げなければならないということは重々承知の上で、これを兼務発令にできないものかと。人数をふやさない中で、兼務発令していただけないとありがたいかななんて思っております。ここに地域復興係などありますし、またこの地域創生につきましては、地域力、それがこれからもますます必要になってくると思います。そういう力を引き出すにはやはり地域特有の昔から根強い風土というものがありますけれども、そ

ういうものを引き出していくからにもやはり、歌津総合支所のほうにも兼務できる地方創生絡みの仕事のできるような配置を望んでおります。

まずもって、先ほど14番議員さんが言いましたけれども、もう一度そのことについてご答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目について、私のほうで、支所が基本的には気軽に行けて、即時で用が足せるというような部分、それはそのとおりだと思うんですが、例えば1年に1回ぐらいしか役場に用足しに行かなくて、そういう部分までいるのかどうかも含めて、そこは新しい本庁舎、それから支所をこれから設計していくわけですので、その設計の中に新しい組織、その組織でどういう業務をやるのかと。その業務のために職員の数がどれぐらいいるのかという細かい設計をまたやっていくわけですので、頻繁に役所にいかなければならぬ窓口業務とそうではない、年に1回、2年に1回ぐらいで済むもの、そういう住み分けをきっちりした上で、新しい組織の姿というものをつくっていくという方向でありますので、決して兼務にしたほうがいいとかという、今の現状という部分ではなくて、いずれちゃんと仕訳をして、新しい組織体制に反映させていくということになりますので、そこは住民の方々の使い勝手が悪くならないような、あるいは不便に感じないような職場づくりということに努めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1つ例を挙げますと、今、震災復興支援室がこの仮設の下にありますけれども、仮設のことなども本庁に行ってくださいというようなことを言われるという例があるんです。そういうことも兼務で支所でもできるような、難しい用事でない限り、支所でもそれができるような、そういう改革をしていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） そういった仮設住宅のこと、あるいは生活支援業務などなど、復興関連で似たような業務がたくさんありますと、本庁でも複数の課にまたがっているという現実がございます。これは本庁にいかなければだめだとか、支所でもできるだとか、確かに業務が複雑に入り組んでいるということが現実にありますので、ここは交通整理をして、町民の方がわかりやすい役場の動線といいますか、そういったものを少しづつ改善しなければならないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、サイボウズでオンラインになっていますので、例えば用紙がないとか、本庁に行ってくださいと言う前に、縦割りなことはわかっているんですけれども、今、用紙などパソコンから出ますからね、そういうことを臨機応変にできるような、支所の場合、本庁と言わないで、お客様の立場になって、住民の立場になって、そういう軽微なものはやっていただくというような周知徹底をこれからもお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 行政組織の機構の改正の条例、提案理由は復旧・復興事業を遅滞なく推進するためというようなことあります。

私は、この組織変更については、討論ではありませんから、いいとか悪いとかは別にして、よく見ているんですけども、復旧・復興の事業ということのためというような提案理由でありますが、復興が終わった場合どうするのか。あるいは集中復興期間は5年、今年度中で終わるということ。それから、支所の問題は、今年10月で合併特例関係が終わってしまうと。合併は小泉内閣のときのですね。これは何よりも経費の削減が目的だったのだろうと私は考えております。

いろいろ前者が質問していることがよくわかりますけれども、やはり経費の伴うことでもありますので、その辺は、企画課長は丁寧に説明しております、そういうデータが必要であろうと。何でも多くあったほうがいいわけですけれども、今回これから支所の建物も始まるわけですけれども、それから人員の関係も考えていく必要があると思います。

それはそれとして、私は災害復旧だけではなくて、ことしは復旧とともに発展するんだと、発展期にも入っているということを言っております。その中で、発展するための何か組織があってもいいのではないかと。例えば、常に町長は、工場誘致をするとか雇用の場を確保するとか、現実は形の上ですけれどもなかなか厳しくて、努力をしていることはわかりますけれども、そういう専門的な課がこの際必要ではないかなと。町によっては東京に事務所まで持つて、一生懸命特産品の販売、あるいは工業誘致とかそういうものに力を尽くしている町村もあるわけです。

この際、どうですかね、やはり発展に伴う課でも係でもあればいいですけれども、そういうものの必要がなかったのかなと思います。それこそが私は必要だろうと思いますが、いかがなものかです。

それから、よく見ると、係長が6人ほど多くなり、室長が1人、それから管財課課長が1人

多くなるということです。果たして、必要経費の面はどういうふうになるのだろうかなと。限られた経費で課をふやす、係長をふやすような、そのあたりの経費はそれなりの待遇になるのだろうと思いますが、待遇面に変化があるのかないのか。その辺です。

またやりますので、まずもって今の二、三点のご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、阿部議員おっしゃるように、発展期ということでございますので、そういった姿を具体に見せる課の設置もどうなんだというご質問でございました。

まさに、これからどう南三陸をつくっていくかということについてはご質問の趣旨のとおりだと思います。一応担う場所ということで我々が考えていますのが、官民連携推進室を、今阿部議員がおっしゃったような役割をその場所で担っていこうという考え方で進めておりますので、ある意味この分野でまちづくり会社を含めて連携していきますので、そこの中でご指摘の部分についての仕事は担っていくということを考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 発展期を迎えるということに当たって、行政組織もそれに合わせた雇用対策課なり、あるいは企業誘致課をつくったりというようなお話であります。確かに専門的に所掌する課をつくってしっかりと対応するということは、それはそういうお考え方もあるかと思います。

一方では、最初の細部説明で申し上げましたとおり、これからやはり復興事業が終息になれば、当然職員数も減ってまいります。現在320人ぐらいの総数でおりますけれども、その100人ちょっとが派遣元にお帰りになられるという、そういう先々を見据えれば、確かにたくさんの課があって専門的にやれるに越したことはないんですけども、本当にそれが組織として機能するのかどうかということも、実はいろいろ考えた結果の今回の課の条例の提案でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

なお、現在の計画サイドの部門で、そういった全体の調整を担っていくということは、当分の間はやらなければならぬという認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 待遇面というご質問でございましたけれども、今回課の再編等が係も含めてございましたので、全体数的には変化がございませんので、名称等の変化があったという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長が着席しております。

阿部 建君の質疑を続行いたします。阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 休憩を越すと、ちょっと続きを忘れて……。

地方創生官民連携推進室で、工場誘致あるいは雇用の場の確保、それらはその中で進めいくんだというようなことでの説明のようです。そういうことも含めてあるということであれば、さらに今後必要であれば、そういう課をいつ何どきでも、いいことは条例で制定できるわけですので、私はもっと力を込めるにはそういう課が必要だということを申し上げておきたいと思います。

それから、係長が6名増、室長が1人、それから課長が1人多くなっても経費においては変化がないということですので、それもちょっと変だなという感じがするわけですよ。なぜ、係長になっても、どういうところでどう調整するのか。そんなはずないですよ。総務課長と係長が同じでないでしょ。立場によってやっているわけだから、違わせるべきですよ、私の言るのは。そうでないと力が入らないんです。やはりかけるところにはかけなければならない。かけなくてもいいところに一生懸命かけて、かける必要のあるところにはかけないと、それが最小の経費、最大の効果にはつながらないんです。

それから、これは別なことになりますが、支所の関係ですけれども、前者がいろいろ話していますが、このたび気仙沼市では自治会組織をなくす、自治会をなくすんだということになります。自治会長がなくともよくなるんです。支所長は必要ですよ。自治会長の報酬はというと高いですから。ここでいえば副町長ぐらいにはならないけれども、総務課長程度だと、大体いただけだと。それはなくてもいいんだという判断のもとでなくともいいと、それこそ経費対効果ということの中からそういう判断をしたんでしょう。

私は、先ほども申しましたが、合併の一番の目的が経費の削減だと思います。住民の経費を減らすということは、サービスの低下につながる。これは当然のことなんです。合併して10年たちます。この10月で10年ということだと。その中で、この合併特例は、あと10年延長されるんだと認められたということが新聞にも上がっておりました。これはいいことだらうと思いますけれども、今10年間を振り返って、支所の機能の内容、それらがどうであったのか。

それから、合併効果がどのように反映されたのか。その辺について、簡単で結構です、どういうプラス面があったのか。その辺を説明していただきたいと。

そして、今の支所の状態がそれでいいのか。まだまだ現状のまま続けようとするのか。例えば言いにくい話ですけれども、支所長。支所長は必要ですよ。それらを含めたいろんな経費の面。合併効果がいかにあったのかなと。住民サービスには変わりがなかったのかなと。歌津地区の住民に対しても、住民の中からは余り批判的なこともないのかなと思いますけれども、諦めているのかわかりませんが、当町としては一体どういうふうに考えるのかと。

今議会、副町長さん、非常に寂しんですけれども、何かご勇退というようなことになっていきますので、篤と副町長さんはその内容についてはおありでしようから、副町長さんと町長に、合併後の10年間を振り返って、よかつた内容について説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど、課長職、係長職のポストの関係で答弁が不十分でございましたので、改めてご説明申し上げたいと思います。

議案の関係参考資料に新旧の組織図があると一番わかりやすかったんですけども、新しい部分しかつけてございませんでしたので、本町では今11の課がございます。11課長がいるということですけれども、新しい組織図においても課の数は変わりませんので、11課長でございます。逆に、係員のポストでございますけれども、本町は現在37係ございます。これが新しい組織図では35の係になるということで、実際、係の数は2つ減ります。

また一方で、企画課の下に地方再生官民連携推進室という新しい室を設けますので、その室長の職がふえるということでございますので、係長のポストが2つ減って、管理職レベルが1人ふえるということでございますので、人件費総額にしては動きがないだろうということで先ほど答弁させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 合併10年ということでございますが、今、簡単にここで申し上げるというには余りにも時間がございませんが、端的なお話をさせていただきますと、阿部 建議員も当時合併協議会の委員としてお入りいただきました。新しい町をつくるということで、旧町のお互いのさまざまな課題がございました。それを新町の建設計画に載せまして、新しい町として課題解決すべき問題だということで、皆さんにご議論をいただいた経緯がございますが、震災前において、合併協議会で示された内容等につきまして、新町建設計画の約8割が完成、あるいは着手ということでございましたので、ある意味当時抱えていた課題、それ

相応に課題解決ができたものという認識をしておりますが、残念ながら今回の東日本大震災、そういったさまざまな課題を解決した部分も全て流出、あるいは流されてしまったという現実がございますので、改めてまたこうやって新しい南三陸をつくっていくことが、我々もそうですが、議員の皆さんもそうです、それから町民の皆さんも一緒になって新しい町をつくっていくことがまず肝要だろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 名指しでございましたので、私からも当時合併協議に事務方として深くかかわった一人でございますので、10年間、行政機構の関係で支所のあり方も含めて、いろいろ今ご議論いただいているわけでございますけれども、当時、合併時事務方で行政組織のあり方についていろいろ議論させていただきました。合併というそれぞれ住民が持っている懸念感、そういったもの等々から、行政機能の二極分化というお話もございました。ただ、当時いろいろそこは大変大きな議論をいたしまして、合併の目的、今9番議員お話しのとおり、最大の目的はやっぱり行財政運営の合理化、高率化という観点から、それはいかがなものかということで、現在のような組織体制、支所という位置づけと本庁という位置づけでスタートいたしてまいりました。

新町建設計画、ただいま町長申し上げましたように、前期5年間の中でおおむね新町建設計画が達成され、いよいよ後期計画に取り組むというときのあの震災でございまして、新町建設計画、大きく変更せざるを得ないということになりましたけれども、後日改めて新町建設計画と今回の震災復興計画を兼ね合わせた新たな新町建設計画の変更という形で、新しい南三陸町のまちづくりに取り組むという予定でございますので、その際改めて担当から説明があろうかと思いますけれども、合併効果、一番はそういった新町建設計画の具現化を図りながら、両町民の一体感の醸成を図るということでございまして、振り返ってみると、この10年間完全に一体感の醸成が図られたかといいますと、ここはやっぱり合併という一つの大変遷でございますので、それぞれ思いはあるだろうと思いますけれども、私が仕事を進めさせていただく中で、今、旧両町民の方々と大変親しく、率直に胸襟を開いて行政課題についてはお話しできる環境が、行政と町民の間、それから町民と町民の間でもなされてきつつあるなということで、一体感の醸成が徐々にではありますけれども図られてきているなということについては大変うれしく思っているということが一つと、それからいわゆる行政サービスでございますけれども、当時、当然それぞれ両町が抱えておった行財政の大変厳しい環境の中で、果たしてこのまま行政サービスが堅持できるのかと。これをやはり堅持するた

めには合併をしなければならないというのが一つの大きな目標でございまして、現在十分か不十分か、それぞれ住民の皆さん方の行政に対する評価というのはさまざまあるのだろうと思思いますけれども、おかげさまでそういった効率化を図りながら、行政サービスが一定の割合で堅持できていると。必ずしも十分だとは言い切れない部分がございますけれども、そういった部分で新しい行政サービスの密度を濃くする部分も出てきておりますので、これは大変大きな合併効果だろうと考えてございます。

それから、支所の位置づけにつきましても、確かに合併当時は今の支所よりは規模が少し大きい形でスタートいたしました。震災前の22年に行行政組織機構の大きな見直しを行いまして、議会の中でもいろいろご議論いただきましたけれども、支所のあり方について見直しさせていただいて、今の支所の形態になっておるというような状況でございまして、いろいろ先ほど三浦議員あるいは及川議員から支所の機能についての強化というものについてご要望いただいておりますけれども、財政の問題であったり、そういったものを分散化するというのは、行政機能の効率化、合理化にはつながらないのだろうと思います。

ただ、問題は、地域の方々が行政に対するいろんな手続であったり要望であったり、そういったものがスムーズに、それが行政側に、支所であれ本署であれ届いて、結果としてどう具現化できるのか。あるいは、返事をスピーディーに出せるのかということが実は問題なのだろうというように思うところでございまして、ここはやはり支所の組織の大きさとか規模ではなくて、それぞれ職員がそういった要望を受けて、本署に行きなさいということではなくて、しっかりと受けとめて、そして職員が住民に変わってそういった問題解決なり回答を引き出す、アクションを起こすということが実は大切なのだろうなと思うところでございます。これは、職員の個々も含めて、やっぱりモラルとかスキルアップの問題につながるのだろうと思いますので、そういうことで両町が、町民が行政サービスに対して不便を感じることなく、今後も一体感の醸成に向けて歩みが続けられるのであれば、最終的に合併の効果というのは最大限発現できるのではないのかなと思っているところでございますので、一つ支所のあり方についてもいろいろ合併協議のときにございました。支所の不要論も含めてございましたけれども、結果としてご案内のとおり、今回の震災を受けて、新しく本町支所を再建するという町長の判断でござりますので、特に旧歌津地域の皆様には、そういうことについては十分ご理解をいただいて、いわゆる行政サービスの低下とか、そういった地域間の懸念とかいろんな感情はあるのだろうとは思いますけれども、そういうことが一日でも早く解消して、一体となって新しいまちづくりに進むようであれば、大変喜ばしいことではないかなと

今考えてございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ説明をいただきました。行政必要経費の関係はそういう説明をなさればなるほどなと思いますが、それはわかりました。

それから、非常に合併効果というものについては、これはやはり見方によっては合併が非常にいい効果を生んでいるなと思う人もあるれば、住民にとって合併をしたためにサービスの低下になったと、いろんな声があります。町として町長は、合併協議会の合併協定顧問と、いろんな合併協議の中ありました。その中で、約8割ぐらいがなし遂げられたのかなと。それから、副町長はおおむねという言葉を使ったと。それ以上、そんなところでしょう。

ただ、合併して5年足らずでこの大震災が来ましたので、次回には、新町の建設計画の見直しですかね、それが行われるようあります。基本計画のことなのだろうと思いますが、これらも国のほうでは、今は法で義務づけられているわけですけれども、これらも緩和されてきていると思いますが、国の方針ではそんなふうに言われております。

ただ、人口が合併当時両町合わせて1万8,000前後でした。7、8、9とわかりませんがね。今、一万四千飛び何人。そういう状態です。災害で約1,000人近く、不明者を含めて、そういう大きな被災があったものですから、自然減がどこの町村でも大きくなっています。

その中で、今振り返れば、やはり合併というものは必要であって、合併をなさった以上は、住民サービスの低下にならないように、人数が減っていますから、役場の職員はその割に減っていない。もし、その点を当時の人口と比較して、職員数の変化がどういうふうにあったのか、その点だけを伺いまして終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、手元に確かな数字を持ってございませんので、お答えすることについてはもしかすると数字的には若干違いがあるかもしれませんけれども、当時新町建設計画をつくるときに、財政計画もつくるございます。当然、そこで主要な部分を出す人件費の動向について、合併でございますので、すぐ財政的に効果が発現できるのはとなると人件費でございまして、5カ年間で定員管理計画というのをつくりまして、向こう10カ年の定員管理計画というのをつくる、実は合併後4年間で目標を既に達成してございます。多分、私の記憶では七十数名。当時、定年で退職されていく方々に対して不補充と。いわゆるそれを補う採用をしないという方法で、これは合併市町村どこでも同じような状況でございまし

たけれども、南三陸町におきましても不補充というものをベースにしながら、前期計画の5年間で目標は既に大きくクリアしてございます。今、ちょっとはっきり合併時の職員の数と今の町のプロパー職員、正規の職員の数を比較できませんけれども、相当数減っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

私も地方創生官民連携推進室についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明ですと、この推進室は主にグランドデザインの具現化だということで、今のまちづくりの推進にあるというお話をしました。その後、今1番議員の質問にもありましたけれども、地方創生ということは全庁的なものだという町長からの答弁もありました。この推進室が、当面はグランドデザインの具現化でかなり忙しいとは思うんですけども、やっぱり同時に他地区、全庁的な取り組みも必要だと思います。それで、このグランドデザイン以外の地域の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） グランドデザインは志津川地区ということでございます。商店街以外の部分も含めて、橋であるとかイベント広場であるとかというところまで含めた形での、志津川の町の形づくりという広範囲な役割を担うと。

それ以外に、先ほど申し上げましたが、伊里前の市街地整備にも携わっていくということもございますし、もっと大きくひろげれば、これから公共施設が順次できていくと。保育所あるいは生涯学習施設と。そういったところに、今までまちづくり協議会の方々と1施設ごとごと、あるいは防集団地ごとに住民の意見を聞きながらというプロセスを踏んできておりました。今度は全てのまちづくりにおいて、少しずつそういった方々との連携も保ちながらということになれば、当然官民連携推進室というところが一定の調整機能を果たしていきながらまちづくりを進めていくということになると思いますので、決して志津川のグランドデザインだけということではなくて、仕事を進める順番として、まずグランドデザインのほうと、五日町の商店整備ということが一番最初にやらなければならない仕事になりますので、そちらを優先的に対応するということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろいろ町民には私たちも言われるんですけども、言葉がちょっとどうかと思いますが、あそこだけかというような言われ方をされますけれども、あそこ以外

の商店街の形成とか、それから工場誘致をしてほしいとかという話をよくされます。

やはり町が1ヵ所に集中する、確かにコンパクトで効率的なというお話でやってきたとは思うんですけども、町の機能というのを分散するという意味でも、ほかの地域への事業の導入とかそういう声があった場合の、地域住民から声があった場合の支援が必要だと思います。

その点、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町機能、市街地機能を幾つもということは、これは現状を考えても当然難しいということになりますので、まず地域の方々からいろいろな要望があれば、それを官民連携であろうがなかろうが、行政としてしっかりと聞く耳を持つというのは当然のこととございますので、今までどおりやっていくということになります。

ただ、この官民連携推進室という部分をつくったというのは、繰り返しになりますが、市街地のにぎわいを戻さなければ、高台移転をした意味がないということになりますので、市街地を活気づけると、にぎわいを戻すということをまず手始めにやるということで今回組織をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。おはようございます。

私も3点ほど伺いたいと思います。

まず、企画課の課長と室長の権限のスタンスというんですか、その面について1件。

あと、この推進室のスタッフは何名ぐらいの所帯になるのかということを伺いたいと思います。

あともう1点は係なんですかけども、地方創生は別の場面で質問することとし、官民連携ということで、私が一番最初に浮かんだのは、ときおり出てくるまちづくり会社というのがこのごろ執行部から出てきますけれども、それとの関連というか、あるのかないのか。

まず3点、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 企画課長と推進室長の権限の部分ですが、企画課内の内室でございますので、地方創生と官民連携の業務については室長の権限ということになりますが、その係長やスタッフ職員のマネジメントという部分は企画課長の権限のもとに動くということで、わかりやすいくいうと、休暇を申し出たり出張を申し出たりというような部分については、そういう形で課長が対応するということになるのだろうと思います。

それから、何人ぐらいの体制で臨むのかということは現在調整中でございます。

それから、まちづくり会社との関係でございますが、時期的には昨年の夏ごろだったと思いますが、こういった市街地の民間事業を活性化するというためにまちづくり会社を立ち上げる構想準備をすると。現在も調整中でございますけれども、当然この官民連携推進室がその役を担っていきながら、商業者との連携をとりながら、まちづくり会社が一日も早く設立できるように業務を担っていくということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 権限についてはわかりました。

最終的な権限といいますか、課内での決定権といいうのは企画課長のほうにあるということでお認識させていただいてよろしいんでしょうか。本当の最終的な決断といいうのは町長によるわけなんでしょうけれども、そのところをもう一度伺いたいと思います。

あと、スタッフというか、所帯のあれなんですけれども、今、課長の答弁では何人になるかわからないということなんですけれども、この上程された時期で何人になるかわからないという答弁は、ちょっと納得できないというわけではないんですけども、この後の質問に続かないというか、このスタッフの人数によって、例えば地方創生やる気のある云々と言われているものですから、今の時期、人事の内定はほぼ決まっていると思うんですけども、将来的には庁内の公募的な形で、やる気のある人に手を挙げさせて、推進室を私はある種プロジェクトチームのような形で捉えさせていただいたものですから、そういったことも考えられるのではないかと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

あと、連携については、ちょっと今の答弁ではわかりづらかったんですけども、官民の民の部分の連携、どういった分野と連携していくのか、もう一度説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 説明の順番が逆になりますが、民との連携、当面は商業者を中心とした連携にならざるを得ないと思っております。

それから、権限ということなんですが、もともと計画サイドの部分につきましては企画課長が庁舎全体の政策権限ということでやってございますが、今回地方創生という新しい分野、官民連携という非常に難度の高い分野ということでございますので、政策全体の権限は従来どおりとしつつも、やはり新しい室長さんには一定の業務権限という部分を担っていただかないと、これは1人の課長がすべからくのものに対して、責任、権限を持つということになれば、かえって業務推進におくれが出たりということにもなりますので、かなりの権限を室

長に担っていただくというふうになろうかと思います。

それから、人数のことなんですが、何人になるかわからないということではなくて、現在調整中と。要は、地方創生、それから官民連携を進める上で、どれぐらいの仕事の量が待ち構えているのかと、それに対してプロパーでやれるのか派遣でやれるのか、そういったことも含めて、今必要な人数を調整しているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） セクションの職員として庁内で公募を図ったらいかがですかというご質問ですけれども、これは今野議員のご意見としては承っておきますけれども、現在、定例の異動は4月1日で職員異動してございますが、その前段として職員個々人から人事の調査書を徴しておりまして、その調査の中には希望する職種なり配置先という欄もございます。その調査書をもとに、一定の時期に各課長と人事職ヒアリングを行いまして、適宜4月1日の異動に反映させているという状況でございます。

100%なかなかいかないというのは、プロパーの職員数もございますので、絶対数の数がありますので難しいところがありますけれども、現状での異動の際の情報等の調査としてはそのような形で採用はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと質問されたようですが、地方創生という新しい部署についてでありますが、地方創生、いわゆる地方が寂れた、人が減ってきたというようなことで国が腰を上げて、これから推進してやっていくということでありますが、国では地方創生に向けて力を入れていく、いつまでとかこの程度結果がでるまでとかというような、今の段階でいつごろまでこれに力を入れていくのか、その辺あたり、もしわかれればお知らせ願いたいと思います。

それで、この地方創生、多分これから復興事業が終わればずっと続くものであって、これからどんどんと膨らむような気がするんですよ。今、企画課長が答弁したように、責任分担もどんどんと仕事がふえていって、1人ではなかなか責任も果たせないというような、支障が出てくるというような答弁をなされました。そうなってくると、最初からこれを企画から外して、単独でやっていったほうが将来にとって機能しやすいのかなと思うんですが、その辺あたりはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 議員おっしゃるとおり、1ヵ所に集中するとかえって流れが悪くなつてというお考えも確かにございますが、冒頭申し上げましたように、まず職員数全体のペイが限られた中で、地方創生課あるいは官民連携課というふうに課をふやすというのがやはり現状まず難しいというところがございますし、派遣職員のピークも27年度ぐらいなのだろうということから推測しますと、いずれは派遣元さんのいろんなことも配慮しなければならないと、そういう実情もありますので、現状は企画課内にということに落ち着いたことでございます。

それから、国の地方創生の制度の期限につきましては、ちょっと現段階ではいつまでなのかという情報は届いておりません。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 職員の数の限りということは理解しないわけではありませんが、地方創生は復興と同時に工事が終わってからも続くものと思うんですよ。まちづくりには何といつても人が大事なわけですので、人口減少対策も現段階では特効薬がないというようなことはありますが、やはりそれを含めた専門的な部署を最初から設置して、足腰をがっちりと地につけて、それでまちづくりに向かっていくと。そういう真剣さといいますか、それが大事になってくるのではないのかなと思います。この部署だけは恐らく今後ずっとしばらくは続くものかなと。それで、そういう場合、派遣の皆さんでこれを担っていくという考えではなくて、やはりプロパーで、この町をつくるのはこの町の職員で、しっかりとスタッフを整えてやっていく必要があるのだろうなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 27年度につきまして、特に地方創生に関していくれば、総合戦略をつくる年というようなことになりますが、その計画に基づいて、28年度からはいよいよ事業の実施という段階になれば、場合によってはやはり課の内室レベルではなくて、もっと組織の拡大、拡充を図らなければ、つくった計画は机上のものになってしまうというようなことも想定されますので、その場合にはやはり専門の独立した部署をつくるということも場合によってはあるかと思いますが、いずれ27年度中にそういった組織のあり方も含めて、計画づくりに専心努力していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 将来的には独立するというような考えもあるということありますので、状況というか、世の中の流れに敏感に反応して、それだけの組織の改編というものをしてい

くべきだと思いますので、よろしくその辺は考えを持っていただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第14号 南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について

日程第7 議案第15号 南三陸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第14号南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第15号南三陸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例制定について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第14号南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について、及び議案第15号南三陸町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新制度における教育長の身分が特別職として位置づけされることから、議案第14号については関係する条例の一部を改正するもの、議案第15号については教育長の勤務時間等について新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第14号及び第15号の細部説明をさせていただきます。提案理由につきましては、両議案ともただいま町長がご説明申し上げたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、俗に地教行法と呼んでおりますけれども、この法律の改正によって新しい教育長の身分が一般職から特別職に位置づけられることに伴う関係条例の改正になります。

議案それぞれ順を追ってご説明いたします。

まず、議案第14号の南三陸町職員定数条例等の一部を改正する条例制定でございますけれども、議案書の4ページをごらんください。

今回、改正条例では3条立てとなっておりまして、全部で3つの条例改正を行います。

続いて、1冊目の議案関係参考資料、この5ページをごらんください。

職員定数条例の新旧対照表でございますが、この改正条例の第1条関係という形になりますけれども、この条例の目的規定から教育長の規定を削る内容でございます。

次の議案関係参考資料の次のページの第2条関係でございます。

これでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、この別表に規定してある教育委員長の規定を削除する内容でございます。新しい教育委員会制度においては、教育委員長は廃止となります。

さらに、7ページの第3条関係として、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例では、特別職に位置づけられた新しい教育長の給料月額を新しく別表に加える内容となっております。

今回、教育長の給料月額を54万円と設定させていただきました。その理由ですが、現行の一般職の身分を有している教育長は特別職と異なりまして、勤勉手当等の支給対象になってございます。したがいまして、年間の現行の教育長の給与総額、それと副町長との権衡上のバランス及び一般職の管理職とのバランスを考慮しまして、またさらには県内管区市長教育長の給料月額等を総合的に勘案してこの金額に設定させていただきました。

また、附則第2項の給料に関する特例の規定として、給料月額には100分の7、つまり7%の政策減額を行うこととしておりますので、実際の給料月額については50万2,200円となります。

なお、教育長の給料月額については、さきに開催した報酬等審議会において、異議なしとの回答をいただいております。

次に、議案第15号、これは教育長の勤務時間等に関する条例制定ということで、新規の条例制定になります。

議案書の7ページをごらんください。

基本的に特別職については勤務時間という概念は存在しませんが、改正地教行法の第11条には、新しい教育長に勤務時間中の職務専念義務が課される規定が設けられたことによりまして、条例において勤務時間、休日及び休暇等の規定を新たに設ける必要が生じまして、その関係上、新しく条例として今回提案するものでございます。

これまでご説明した2つの議案に係る条例につきましては、新しい教育長のみに適用されるものでございますので、現行の教育長が在任する期間については適用されません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 本条例の改正案につきましては、これまでの教育長の身分、教育委員長を廃止して教育長と。それで、改正案ということで、報酬ですけれども、これまで一般職でこれからは特別職で、報酬審議会に諮らないと教育長の報酬も定まらないと、そういう法的な手続も関連してくると。

今回、特別職になって54万ですか、総務課長からその額の内容については説明あったわけですが、一般職から比べて上がったのか下がったのか。下がると教育長さんに悪いし、上がればいいかなと思っているんだけれども、その辺、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 実は、現行の教育長は、条例で給料月額は49万1,300円でございますが、現行政策減額をしてございますので、実支給額は給料月額で45万6,909円でございます。その給料月額をもとに年間の総給与額を積算いたしますと820万ほどになります。

この金額、もう基本的には現給保障されれば一番よろしいわけですけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、やはりそこには副町長との権衡上のバランス、あとは一般職、管理職との給与上のバランスもございまして、もうもろ検討いたしました結果、これを54万円にすると政策減額なしと大体同程度の金額になりますけれども、7%減額いたしますと総支給額で790万ぐらいになりますので、実質20万円ちょっとの減額という形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時21分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

8ページの議案第16号についてですが、総務課長より申し出がありまして、議案書の「第」が抜けているということで、訂正の申し出がありましたので、ここに「第」を入れていただきたいと思います。

では、よろしくお願ひします。

日程第8 議案第16号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第16号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、昨年8月7日に人事院が国会及び内閣に対して行った給与勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国の制度に準拠し、本町職員の給与について所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案書の部分で脱字がございまして、大変失礼いたしました。おわび申し上げます。

議案第16号の細部説明をさせていただきます。

まず、議案書の9ページをごらんください。

一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例ということでございますけれども、この条例も改正部分は3条立てとなつてございまして、第1条では任期付研究員の給与の改正、第2条では行政職及び医療職の給与の改正、第3条では任期付職員の給与の改正、これを一括で行う内容でございます。

議員のご記憶に新しいと思いますけれども、昨年の12月の定例会におきまして、人事院勧告に基づく給料表の改定と勤勉手当の改正につきまして本議案と同様の提案をさせていただきましてご決定いただいたものでございますけれども、実は昨年出された人事院勧告は2階立てとなっておりまして、特に昨年4月にさかのぼってプラス改定した給料表につきまして、さらに本年の4月から給与制度全体の総合的な見直しによりまして、給料の水準を平均で2%引き下げる、いわゆるマイナス改定を行うものでございます。

初任給等の引き下げはしないものの、50歳代の後半層、これは最大で4%の引き下げを行う改定となっております。

また、勤勉手当の率につきましても、6月期は0.675月分、12月期は0.825月分として、合わせて1.5月分、年間分改定いたしましたけれども、今回の改定では、6月、12月とも0.75月分として、年間の1.5月分の変更はしない、折半する内容という形になってございます。

次に、具体的な改定内容について、順を追ってご説明いたします。

議案関係参考資料の8ページをごらんください。

まず、任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例、これの新旧対照表でございますけれども、第6条で給料表のマイナス改定を行う内容となります。

次に、議案関係参考資料の9ページをごらんください。

職員の給与に関する条例の新旧対照表ですが、まず第11条の2第2項において地域手当の級地の区分等が改定されますが、南三陸町は対象地域には該当いたしておりません。

第11条の5第2項においては、単身赴任手当の月額の改定を行う内容でございます。

次に、10ページの第18条の2第2項の規定に、新たに管理職員特別勤務手当として、臨時または緊急時にやむを得ず平日に深夜勤務を行った場合に手当の支給対象とする規定を追加しております。

次に、11ページをごらんください。

第20条の第2項の改定は、先ほどご説明いたしました勤勉手当の率につきまして、6月、12月とも0.75月分とする改定でございます。

13ページから24ページまでは給料表の改定となりますので、ご参考いただきたいと思います。

次に、議案関係参考資料の25ページになります。

これは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表でございますけれども、これも第7条におきまして給料表のマイナス改定を行う内容でございます。

最後に、恐れ入りますが、議案書の20ページをお開きください。

改正条例の附則第3項におきまして、新しい給料表への円滑な移行のために、平成30年度まで3年間、給料の切りかえに伴う経過措置が設けられておりまして、その間は現給保障を図る、そのような内容にしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今回、任期付研究員の給料が一言でいうと下げられていくということのようですが、これによって影響を受ける人は今何人いるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 任期付研究員は、現在ゼロ名でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第17号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第18号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第17号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第18号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第17号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第18号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は、昨年8月7日に人事院が国会及び内閣に対して行った給与勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国の制度に準拠し、期末手当の支給割合を改定するため、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、議案第17号及び18号の細部説明をさせていただきます。

議案第17号が特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、18号は議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、両条例とも内容が同様でございますので、説明は議案関係参考資料の28ページを用いて行わせていただきます。議会議員のほうになります。議案関係参考資料28ページでございます。

昨年の12月の定例会におきまして、特別職の期末手当については、一般職に準じまして、ボーナスの支給月数を年間で0.15月分引き上げまして、6月期は1.4月分、12月期は1.7月分として改正させていただきましたけれども、一般職の勤勉手当の率が6月と12月同率になることに伴いまして、特別職の期末手当の引き上げ分0.15月分も折半いたしまして、6月と12月に振り分ける改正という形にしてございます。

具体的には、第5条第3項におきまして、6月期は1.475月分、12月期は1.625月分、合計3.1月分とする改正でございまして、年間の支給月数については変更ございません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第19号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行により、引用する法律の題名が変更されたことに伴い、南三陸町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広隆君） それでは、議案第19号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

別表の第29項の改正でございます。

法律の題名の変更でございますが、法律名を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とし、法の目的に鳥獣の個体数を適正な水準に減少させて、またはその生息地を適正な範囲に縮小させるという意味における管理が明確に加えられたということになります。

法改正の趣旨でございますが、近年ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣について急速に生息数や生息地が拡大し、動植物の生態系や農林水産業生活環境への被害が深刻な状況で、狩猟者の高齢化で有害鳥獣を捕獲する担い手の確保も課題であることから、鳥獣の管理を積極的に行って、生息状況を適正化するというものでございます。

法改正の概要でございますが、条例改正には直接的な影響がございませんので、内容につきましては省略させていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号 南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第20号南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、同法による改正後の介護保険法等に基づき、関係する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、詳細について説明させていただきます。

まず、議案書の29ページをお開きください。

1行目の表題にありますとおり、南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例等となつておりますとおり、概要といたしましては、国の法律が変わったので、5本の条例を改正しますということで、改正文は5条立てとなっております。

まず1本目、第1条でございますが、南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例でございます。それから、2本目が第2条、南三陸町介護保険条例。それから、3本目が第3条、南三陸町地域包括支援センター条例。それから、第4本目が第4条の南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。それから、5本目が議案書の36ページになります、中段にございます第5条でございます。南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員云々となっておりますが、その条例の5本立てということになっております。

それでは、次に議案関係参考資料の30ページをお開き願いたいと思います。

こちらに条例制定の趣旨、経緯等を記載しておりますので、これに基づいて説明させていただきます。

まず1点目、（1）に書いてありますとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保、推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合確保推進法というのだそうですが、その施行に伴い関連する条例の一部改正ということになります。

この法改正によりまして、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介

護が介護予防日常生活支援総合事業という新事業に移行されまして、平成29年度までに全ての市町村で実施することとされておりますが、市町村の条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間において、当該条例で定める日までの間について、その実施を猶予することが可能となっているということでございますので、当町におきましては今から1年間を準備期間として、新たに南三陸町介護保険条例において、平成28年4月1日と定めるものであります。

また、新介護保険法第115条の45第2項第4号から6号までに規定する在宅医療介護連携推進事業、それから生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る規定につきましても、その施行日は平成27年4月1日とされておりますが、市町村の条例で定める場合には、平成30年3月31日までということで猶予期間がありますので、同じく1年間の準備期間を経て、その施行期日を南三陸町介護保険条例において、平成28年4月1日と定めるものであります。

あわせまして、この法改正により、介護保険を引用している条例の条項や文言の整理が必要となることから、関係する南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例、それから南三陸町地域包括支援センター条例の一部改正を行うということでございます。

次に、2点目になります。（2）、下段のほうになりますが、そちらをごらんください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例であります指定地域密着型介護要望サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正ということになります。

この法改正によりまして、今まで国の基準省令を引用していた条項につきましては、条例の文を引用することになるため、南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し、必要な事項並びに指定介護予防支援の事業の人員云々というようなことがありますが、その基準を定める条例の施行に伴いまして、南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行うものであります。

次に、3点目になります。

介護保険法施行規則等の一部改正する省令の施行に伴いまして、関係条例を一部改正するものであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準及び指定地域密着型介護予防事業の人員等に関する基準につきましては、国の基準を参考として市町村が条例で定めることになつ

ております。国の基準につきましては、介護報酬に係る改定とあわせて、社会保障審議会、介護給付費分科会の審議等を踏まえて、3年に1回改正されております。平成27年度におきましても、関係省令について所要の改正が行われました。当町では、この基準について、基本的には国の基準のとおりとしており、条例において当該基準を規定しておりますが、この省令の改正に伴い、基準を定めている条例である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、同じく南三陸町の指定地域密着型介護予防サービス事業の基準を定める条例の一部改正を行うということでございます。

非常に長々とした説明でございますが、主な改正理由は以上の3点でございます。関連法の改正により、一部改正が必要な事項につきまして、各条例の一部改正ということでございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今ありましたけれども、なかなかわかりにくい内容になっておりますが、国の法律の改正に伴って、それに準じたものをこれから1年かけてつくっていくということなんですが、その準備とか改正の作業はどのような形で進められるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） たしか前の第6期の介護保険計画のときにちょっとお話をさせていただきましたが、介護保険法が変わりまして、新総合事業という形で、町のいわゆる任意事業がふえてまいりということでございます。それにつきましては、この1年間の準備期間を経て、町として介護予防に力を入れていくということでございますので、うちの高齢者福祉のほうで1年間の準備作業を進めるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 準備を進めるに当たって、庁舎内の人だけなのか、あるいは特別な審議会のような、民間の人も入れた、あるいは一般町民の考えを入れた形で進めることはできないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今までもそうですが、基本的には本町の保健福祉総合審議会に答申を求めながら、経過報告をしながら煮詰めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その審議会の構成要員とか、今どんなことをしているのか、そしてこの中でどういう役割を果たしていくのか、ちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる町の保健福祉に関するいろいろな施策を審議していくだくという機関になっておりまして、町長の諮問機関の一つということでございます。構成的には、町内の保健福祉に関する見識を持っていらっしゃる方、そういった方々で組織されているということで、年に3回ほど審議会を開催いたしまして、年内中の保健福祉の施策について、いろいろ答申をいただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第21号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第21号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険の財政の安定を図るため、南三陸町介護保険条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 議案第21号介護保険条例の一部改正について、詳細を説明させていただきます。今度は少しわかりやすいと思います。

先般の全員協議会において説明させていただきました第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴いまして、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方です、保険料率の算定に関する基準の見直しに伴う介護保険条例の一部改正でございます。

期間につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年ということになります。

議案関係参考資料の82ページをお開きください。

左側が改正案、右側が現行ということになっております。

上位法であります介護保険法施行令の改正によりまして、現行の所得状況等に応じて区分される保険料率の算定基準を6段階から9段階にまず細分化いたします。現行まで、（7）となっておりますが、これは第5期において、附則で特例が認められたもので、（7）は標準であります、（4）に0.95を掛けたものという形になっておりますので、実質は6段階ということになっております。

ちなみに、今回標準とされる月額6,000円という説明をさせていただいておりますが、これは改正案でございます第5段階、6,000円掛ける12カ月を掛けた7万2,000円ということになっております。

その標準額にそれぞれ、第1段階につきましては掛ける0.5、第2段階は0.75、第3段階につきましても0.75、第4段階は0.9、第6段階は1.2、第7段階は1.3、第8段階は1.5、第9段階は1.7を掛けた金額となっております。

算定の根拠につきましては、先般の全員協議会において説明させていただきましたが、平成27年度から29年度までの介護保険事業費の見込み額に、第1号被保険者で補う保険料率を掛けまして、町政交付金基金取り崩しなどを想定しながら、保険料としての必要額を算定したものであります。

次に、第3条でございます。これは、納期の変更でございます。

現行では、第1期を4月に、第2期目以降を7月から毎月という納期の形態をとってまいりましたが、この形ですと、第1期の納期時には所得が確定されておりませんので、暫定賦課を行い、第2期目以降に還付などの手続を行うという二度手間がかかっておりました。そのため、第1期を所得確定後の7月とし、以降毎月納付という形に変更したいためでございま

す。

次に、第4条ですが、これは保険料の区分変更に伴い、引用先が変更されたものでございます。

以上で詳細の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

保険料が一言でいうと上がると。（4）までは基準から下がるんですけども、それ以降がかなり上がるということで、つまりこれは町民の負担がふえるということになると思うんですけども、今までの話で、基金もなくなつたということで非常に難しいというお話をしたが、以前にもありましたけれども、一般からの繰り入れとかいろんなことを考えて、値上げを極力下げるような方策はないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には介護保険制度そのものがこういう形になっておりますので、一般会計からのいわゆる法定外の繰り入れということは認められていないということになります。実際のところ、厚労省等にも照会をしましたが、介護保険制度の根本が崩されるのでそれはうまくないという回答をいただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 保険制度ですので、保険料で賄うというのが基本とは言われますけれども、医療費と同じように、国民の生活、健康にかかわることですので、財源をもっと考えて、極力負担を抑えていくべきだと思いますけれども、今それをやる法律がないと。とかできないということでしたので、今ここで下げるというのは非常に心苦しいんですけども、もう一回何か工夫はないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回の介護保険の改正につきましては、極力今議員がおっしゃったとおり、値上げ幅を抑えようということでいろいろ努力した結果として6,000円に落ち着いたということでご了解いただきたいと思います。実際には端数等も含めますと、もう数百円ほどいただきたいというのが本音でございましたが、何とか6,000円まで頑張って下げさせ

ていただいたということでご了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、今後もこの先このままでいくと、値上げというのが予想されるんですけれども、その見通しはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 前回の全員協議会の際にも少し説明させていただきましたが、基本的には上るのはやむを得ないような状況にはなるのかなという考えは持っておりますが、基本的にやはり保険料率をそのまま何とか抑えるためには、元気な高齢者の方々をつくりしていくと。いわゆる認定率を下げるというような施策が必要なんだろうなと考えております。ですから、町としても介護予防に力を入れて、なるべく要介護、要支援にならない方を多くつくっていくということが保険料率を抑制する一番の方策だと考えております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1点ほどお伺いしますけれども、年金から引かれる者と納付書で納めている者とがいると思うんですけども、その比率と、9月の決算では出てくると思うんですが、今のところ未納ということがどのぐらい、何%ぐらいあるのか、お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 保険税に関するご質問でしたので、私から回答させていただきます。

現在、介護保険の場合は圧倒的に特別徴収が多いということで、特別徴収は調定額で2億2,800万、普通徴収は2,000万という状況でございます。割合を今ちょっと出せないので申しわけありませんが。

最新の徴収状況でございますが、25年度につきましてはもちろん99%という徴収率でございますが、現時点では現年度で88%、滞納繰越も90%程度の徴収の状況となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 特別徴収されているということで大分効果が上がっているようですけれども、未納の分も大分少なくて結果が出ているようですが、それにつけてもただいま保健福祉課長が話したように、これからも全力投球で予防のほうに力を入れていただきますよう、くれぐれもお願いいいたします。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 簡単な説明だったんですが、なかなか私にとりましては難しくてわかりませんが、今、国で国保運営が都道府県に委譲というような、今国会の中で出てくるような、そういう情報もあるんですが、そうなった場合、介護保険制度というのはどのように変わっていくのか、考えているのか、その辺あたり、まだ未確定でありますのでこうだとは言い切れないと想いますが、そういうことを踏まえて、想定といいますか、そういうことです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 介護保険制度につきましては、今、国保がそういう形になつても、変わるというような情報は一切入っておりません。実際のところ、保険者は各市町村という形にはなつておりますが、当町と同じように介護保険税制が非常に苦しいところが非常にふえてきているということでございます。これは、とりもなおさず高齢化が進んでいると、それから介護サービスが充実してきているということにあると思います。

実際には、国でも消費税等の値上げも含めて介護保険財政にその分を投下するというような話は聞いておりますし、第2弾、第3弾という形で、今回もあるんですが、特に低所得者に保険料の分の配分をすると。その消費税の分ですね、値上げの分を投下するというようなことはほぼ決まっておるようでございます。

ただし、国保のように、保険者がどういうふうになるかというような情報については今のところ入っていないと見てございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者も今後の制度のあり方についての質問をしたわけでありますが、この制度、これから市町村、全国的な問題だと思うんですね。こういった問題につきましては。特にこれから高齢化社会に向けて、人口も減る、介護を受ける方々も多くなるということになってきますと、やはりこういった料金見直し、どんどんどんどん上げていかなければ立ち行かなくなるというのが実情だと、目に見えているわけですね。ですから、いち早く国保と同じように、都道府県がこれを運営していくというようなやり方でないと、市町村がもたなくなるというのがわかるわけであります。

そこで、町長、どうですか、町村長会議でこういった話を出してもらって、国に強く要望活動などをしなければならない、もう遅くなつてはだめですので、早いうちに手を打つべきでないかなという感じがするんですね。以前にもこの件についていろいろ研究してほしいという話もしました。課長も一生懸命研究したでしょう。大変なご苦労をなさったかと思うんですがね、どういうことをしたかわかりませんが、結果は何もなかつたというようなことであ

りますので、その辺で、町長、どうですか。そういうふうなことを話題にして、県内の町村長たちで国に働きかけるという考えはありませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、三浦議員おっしゃったように、当町だけの問題ではないということ、全国的な自治体の大きな問題だろうと思います。いずれ町村会等の会議がございますので、そちらで事前に会長等を含めて、ちょっとお話をさせていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

いろいろ今ありましたように、介護保険に関しては、市町村での維持というのは非常に難しいと思いますので、国の繰り入れをもっとしてもらうように働きかけをするべきで、値上げには反対したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番は、賛成の立場から討論をいたします。

制度運営のために、町としてもこれはやむを得ない状況であります。住民が健やかに安心して暮らせるためには必要な制度であります。皆さんもこの点をよく理解して、私の意見に賛同賜りたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時25分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第22号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について

日程第15 議案第23号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第22号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について、日程第15、議案第23号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例制定について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第22号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第23号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、町立保育所の保育料を新たに特定教育保育施設利用料として規定する必要があるため、議案第22号については関係する条例の一部を改正するもの、議案第23号については特定教育保育施設利用等について新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第22号並びに第23号の詳細について説明をさせていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の施行に

伴い、従来の保育料について別に条例を制定し規定するための一部改正であります。

議案関係参考資料の84ページをお開きください。

まず、第22号でございますが、第1条においてこの4月から施行される子ども・子育て支援法により、保育所でお預かりをする対象児童が、「保育にかける児童」から「保育を必要とする児童」という文言の訂正になります。

次に、第3条ですが、これも子ども・子育て支援法施行規則により条例規程が不要となるため、規定を削除するものでございます。

同じく第4条の保育料につきましては、次に説明する議案第23号において別に条例を定めることになるので、規定を削除するということでございます。

次に、議案第23号の説明をさせていただきます。特定教育と保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例制定についてであります。

議案書の44ページをお開き願いたいと思います。

今回、新制度移行に向けた関係条例等の整備につきましては、従来の保育料に当たる利用者負担額等について、国において定める基準額を限度として市町村が定めることとされていまことから、その上限額を条例で定めるとともに、町の基準額につきましては規則で別に定めるものであります。

45ページの別表をごらんいただきたいと思います。

（第3条関係）というような別表になっておりますが、1号認定25,700円、これは上限額、1号認定につきましては、幼稚園に入る3歳以上のお子様ということになります。次に、2号認定、これは満3歳以上の就学前にお子さんということになります。それから、3号認定につきましては、3歳未満のお子さんということになります。

金額につきましては、いずれも国の定める上限額でありまして、本町の利用者負担額は別に定めるものでありますと、議案関係参考資料の86ページにその詳細を記載しておりますので、お開き願いたいと思います。

議案関係参考資料のほうは、新しい保育料の一覧でございます。現行につきましては7階層、所得税によりその階層を決定しておりましたが、新制度では、保育所の保育料につきましては9階層、町民税の所得割額により階層を決定するように変更となっております。

表の下の1に記載されていますとおり、町民税所得割課税額は、扶養義務者の税額控除前の町民税所得割課税額で決定されるということになります。

また、新設となる1号認定、いわゆる幼稚園に係る利用者負担額につきましては5階層とな

っております。

それでは、まず1号認定でございます。これは幼稚園に入る方の保育料ですが、本町の場合、平成学園、いわゆるあさひ幼稚園さんがございますけれども、あさひ幼稚園さんにつきましては、この4月からは新制度には移行しないで旧制度の幼稚園として運営を継続するということを聞いておりますので、この料金表は適用されません。

しかしながら、広域入所、いわゆる住所を南三陸町に有したまま町外の幼稚園に入園させる方が想定されるということでございますので、新保育料を定めるということになります。ちなみに、あさひ幼稚園さんの月額の利用負担額については、一律1万9,700円となっております。

表に記載されている新保育料は、1人目のお子さんの金額で、2人目以降は半額、3人目以降は無料となります。1号認定の場合、1人目のお子さんが小学校3年生までの範囲においての料金ということになりますので、4年生になった時点で3人目はカウントされないとということになります。

次に、2号認定、3号認定でございます。先ほど申しましたが、第9階層に変更になります。

また、表の右側に新保育料が記載されておりますが、保育標準時間につきましては11時間、保育短時間につきましては8時間を原則としておりまして、標準時間に11分の8を掛けた額が短時間の保育料ということに設定させていただいております。

次の87ページをお開きください。

これは、新保育料と現行保育料の比較表であります。

左側に現行の階層、右側に新階層を記載しておりますが、2号認定の中段ごろとなります第3階層の町民税課税世帯の欄をごらんいただきたいと思います。

上段の括弧書き、3歳児で比較しますと、現行は月額1万4,000円となっておると思います。その矢印を追っていただきたいと思うんですが、新保育料につきましては月額6,000円、その下の8,000円、1万2,000円と、現行を上回ることがないように設定させていただいております。

下段に、新保育料の算定例を4例ほど挙げさせていただいておりますが、一般的な例、②でちょっと説明させていただきますと、2号認定で3人世帯、夫婦共働きで3歳のお子さんがお一人、お父さんの収入は250万円、お母さんの収入が150万円としますと、現行では第4階層、月額2万2,900円の保育料となります。新保育料では第5階層、月額1万2,000円で1万円ほどの値下げになります。

また、どのような場合でも、極端に前年度の所得を上回ることがなければ、保育料は値下げとなる設定をさせていただきました。現行の保育料に対する新保育料の徴収額は、総額で比較しますと、率にして約50%の値下げ率ということになる見込みです。

余談ではございますが、予算措置につきましては、新年度の保護者の所得が確定していないこと、それから本年度と同様に、被災者に対する減免の措置が想定されるということがありますので、当初予算には計上させていただいておりませんが、補正等でその分の調整をさせていただきたいと考えております。

以上、議案第22号、23号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいま説明受けたんですけれども、新制度なのでなかなか一概に覚えろといっても無理なんですけれども、新しい制度で保育所から幼稚園に行きたいという人の人数、概算で、大まかな人数でいいですので、どのぐらいの方が幼稚園に移行したのか、そしてまだ申し込みしているのか。

それと、50%の減額というお話なんですけれども、今申告すると、途中から補正で出しますというような、7月の本算定を見込んで、補正で額がまた保護者の給与によって違ってくるわけですけれども、大体50%ぐらいというから半分の保育料が減ったということなんですね。そういう解釈でよろしいですね。

それから、幼稚園、今、個人のあさひ幼稚園さんは現行のままでということなんですけれども、それに伴って、保育所、町内の伊里前、今度入谷も新しく移行するというお話のようなんですけれども、その辺にどの程度の入所者があったのか、各保育所、名足保育園含めて、どの程度の移行があったのか、お知らせ願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございます。

幼稚園に行きたいという希望の方、いらっしゃいません。というのは、町で幼稚園はまだ始めておりませんので、申し込みの時点で幼稚園に行くというような方はいらっしゃいません。新制度になりますので、考え方として、子供たちが1号、2号、3号にそれぞれ認定されるということで、本町で今のところ把握しているのは、志津川保育所が80名、伊里前保育所66名、広域入所が6名と、名足につきましては今のところ昨年度と同様二十七、八名になるの

かなという状況でございます。

それから、ここで申し上げたいのは、新制度になるということで新たに料金を設定したよう
に解釈されるんですが、実際は国の制度そのものについては新たに新制度に移行しますが、
今回の保育料につきましては、町の予算で、単費でその分を値下げした分は補填するという
ことですので、2,000万以上の町からの単費での補填が考えられるということでございますの
で、その辺はお含みおきいただきたいと思います。

それから、あさひ幼稚園さんにつきましては、今のところ29年度から新制度に移行したいと
いう意向を持っていらっしゃるということは聞いております。

それから、ひがし幼稚園さんにつきましては、先般の補正予算でもちょっと計上させていた
だきましたが、1年をかけて新たな新制度の地域裁量型のこども園に移行したいということ
ですので、来年の4月に向けてそちらの準備を進めるということでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 幼稚園の申し込みは12月まででしたかね。27年度についてはなかったと、
現行どおりにやっていくということですよね。

50%の分は単費でやっていくという説明でわかりました。

これからやはり人数に合ったやり方ということで、間口が広くなったので、これからも推移
を見ながら、子育てにご尽力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

法律の「保育にかける」を「保育を必要とする」という文言に変わるようすけれども、具
体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回の新制度の目玉といいますか、ある意味、町でそういう間
口を広げるといいますか、「保育にかける」というようなことになりますと、逆に言うと子供
さんを選定しておったという形なんですが、すべからくお子さんをお預かりすると、ですか
ら保育所、保育園、それ以外にも例えば地域のいわゆる小規模保育といいますか、あるいは
事業所内保育といいますか、そういった形で全てのお子さんをお預かりするというような、
そういう体制を整えてくださいというのが今回の新制度の趣旨でございます。ですから、「か
ける」ではなくて、「必要とする」お子さんはどこかの時点で必ずお預かりして保育ができる

というような、そういう町での体制をとりましょうということでございますので、そういう文言に変わったと理解しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、私の解釈が多分違っていたんだと思うんですけれども、「必要とする」という場合には、その必要性を誰が認定するのかということになるのかなと思ったんですが、むしろ間口を広げるということになるわけですか。必要性を判断するというのはどこでやるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それにつきましては、先ほど言いました1号、2号、3号というような認定をするのは町でございます。町で認定をして、そのお子さんに合った施設を提供するということになると思います。ですから、1号であれば幼稚園、2号、3号であれば保育所、認定こども園、それから先ほど言いましたように、小規模保育であったり託児であったり、そういういった場所を紹介するというようなことになりますので、町が全ての窓口になるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これも私のちょっと勘違いかもしれませんけれども、「保育を必要とする」というのは、例えば家庭にお母さんがいて、あるいはほかの家族がいて、その家族が見るから必要ないのではないかというふうな見方はされないわけですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） はい。そういう場合でも短時間でお預かりをしてほしいというような施設が欲しいという場合もあることが想定されます。例えばですが、うちのほうで何か行事がある、あるいはどこかに出かける、1時間等でもいいですから預かってほしいというような、そういうところも含めて保育が必要なことの解釈ができると思いますので、短時間でも預ける施設を町が準備するということを想定しているということだと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 間口を広げて多くの方々を保育所に入れてほしいというような国の支援の施策改正になったのかなと。

よく世の中では待機児童云々という言葉がなされていますが、我が町は今待機児童といいますか、そういったのがあるのかないのか。

それから、どこの保育所を見ても、定員からかなり割れているのかなという感じがするわけです。この法律改正によって、保育する人数がふえるのかどうなのか。

それから、保育料が下がるわけですから、50%になるという話ですが、具体的に収入といいますか、保育料が減るということは収入が減るということになるんですが、要は商売ではないものですから、行政の仕事として、歳出は変わらず歳入は減るという状況になるのかと思うんですけども、そういった手当といいますか、それは仕方がないなという、かわりのものというのを考えるのかどうかわかりませんが、相対的に減るというものに対する、そのかわりになるものは別に考えるのかどうなのか、それはそれとしてやっていくでしようけれども、その辺、どうなんですかね。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目の待機児童でございますが、現在のところおりませんが、新年度では伊里前で1名ないし2名出る可能性が今ございます。ただ、実際には、待機といいますか、他の保育園を紹介して、本人がよろしいということであれば、そちらに行く準備はできているということです。今のところ、定員オーバーしているのは伊里前のみと。先ほど言いましたが、60名に対して66名ほどいらっしゃいますので、オーバーをして受けているという状況にはございます。

それから、改正で値下げになって、実際人数はどうなのかということなんですが、被災後でございますが、親御さんの就労の状況が大分変っております。その原因が先ほどの伊里前の待機になっていると思うんですが、未満児のお子さんのお預けがふえているという状況にあります。ですから、3歳未満児ですと、それに対して、いわゆる手当をする保育士の数が3対1とか、あるいは通常であれば、例えば4歳児以上でありますと7対1とかということになるんですが、人数が多く必要になりますので、その辺はなかなか手当が難しいという問題はございます。ただ、人数の最終的な増減につきましては、やはり少子化になりますので、微減にはなるのかなとは考えております。

それから、値下げ分の減収につきましては、これはいろいろ政策的なこともございますが、過疎債などの手当をしようかと考えております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 2点ほどですね。

新制度に移行して、保育料の新しい額を設定していくということ自体は非常にいいことかな

と思います。ただ、一方で、減額されるということは、例えば保育の現状におけるサービスといいますか、実情の質の低下であるとか、そういうことにつながってはいけないと思いますので、そこを今のところどう考えているのかということを質問したいことと、あと23号のほうは条例制定ですので、条例上、上限額ということで記載されているんですけども、物すごい開きがあるんですね、2号、3号は特に。これはいろいろな理由があるのだろうと思いますけれども、この理由といいますか、根拠といいますか、ということもご説明いただければと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回の保育料の値下げに伴ってサービスの質の低下につながらないのかという懸念でございますが、それにつきましては、サービスを低下させてはいけないのだろうという現場の意気込みもありますし、町としてもその辺については気を配って、そういうことにつながらないように努力をしてまいりたいと思っております。

それから、上限額につきましては、これは国の上限額ということになります。国の補助金が今回施設型給付ということで、1人当たりの補助金になりますが、その算定の基準額になるということです。例えば、広域入所で町外にお子さんを預ける場合には、その上限額でお預けをするということになります。ですから、その差額分については町が負担するということになりますので、もともと国が決めた上限額により、例えばうちのほうから登米市に行つた方については、その方の上限額でうちは登米市にお支払いするということになります。その差額分については町が負担をしているという状況でございます。

ただ、算定の基準のもともとの基準額については、ちょっと不勉強で今手元に資料はございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点目の質問は十分理解できたかなと思います。

2点目ですが、上限額なんですかと、そこがあるのかなと思ったんですが、条例上、例えば議案書の45ページですと、2号認定ですと10万1,000円という額がありますよね。今のお話ですと、広域入所した場合に10万1,000円はかかるんだと。例えば2号認定で一般的な世帯ですと、先ほどのご説明ですと1万2,000円とかになるのかなと。そうすると、9万円分が発生するということなのか、9階層に分かれている階層の中の一番上位、第9層の額が当町ですと大体2万3,000円ぐらいを想定していますよね。その2万3,000円をもって上限と言っているのか、ちょっと判然としないので、済みません、もう一度お願ひできますか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） あくまでも、1号、2号、3号認定の上限額については、45ページの別表のほうに記載されている額が上限額ということになります。それで、広域入所の場合は、他市町にお預けをするという形をとるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、6番です。

私も1件だけ伺いたいんですけども、先ほど課長の答弁で今年度の入所予定が報告あったわけですが、これから戸倉の保育所がでけて、今後できた後のバランス的なものというか、そのところを伺いたいんです。先ほどの答弁では、伊里前のほうがちょっとオーバーしているということなので、そのあたりを兼ね合って、今後のバランスなんかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 戸倉が28年度からということで、実際に始まるわけですが、これにつきましては、前回説明させていただきましたが、南三陸こどもプランということで、量の想定ということで、そちらで想定させていただいております。実際のところは、保育所で再開をするわけですが、約20名ほどで再開になるのかなということを考えております。ですから、その後どの程度出生になるのかということに合わせて、前後はあると思うんですが、20名程度のスタートになるのかなと想定しております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

日程第17 議案第25号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

日程第18 議案第26号 南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第24号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について、日程第17、議案第25号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について、日程第18、議案第26号南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上、本3案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第24号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について、議案第25号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第26号南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本3案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い道路占用料を見直し、あわせて漁港及び準用河川占用料との均衡を図るため、関係する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第24号、25号、26号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第24号でございます。

道路占用料につきましては、町長提案理由で申しましたとおり、道路法施行令の占用料を参考しまして、町の道路占用料の決定をしておるところでございます。占用料の額の設定につきましては固定資産税評価額などを参考に決定することになっておりまして、平成24年に評価がえがございまして、それに合わせまして地下に対する賃料の水準の変動の調査を実施しております。その結果、都市部においては上昇、それから地方部においては下落傾向が確認されたことに伴いまして、道路施行法が改正されたものでございます。

基本的に当町は地方部に該当すると、第5級地ということで地方部に当たりますので、基本的には占用につきましては減額ということで、今回改正をしているところでございます。

議案関係参考資料の88ページをお開き願いたいと思います。

新旧比較表がございます。

主なものにつきまして、電柱がこれまで1つの単価でしたけれども、3つの単価に区分しております。

それから、中ほどでございますが、地上に設ける変圧器、地下に設ける変圧器を追加しておるところでございます。これは、今後のまちづくりにおきまして、電柱の地下化が考えられることから、それに対応するために追加したということでございます。

それから、92ページをお開き願いたいと思います。

下から2行目、令第7条第1号に掲載する応急仮設建築物となってございます。非常時におきまして、みずから住む仮設住宅を建設する場合、それがたまたま道路用地に係るという場合の規定でございます。

それから、次の12号につきましては、二輪車等の車止めを道路敷地内に設置する場合の考え方でございます。それは2点を追加させていただいたところでございます。

それから、93ページにつきましては、議案第25号の漁港管理条例の新旧対照表でございます。

基本的には、道路占用料条例の金額との均衡をとるため、同額とこれまでもしておりますので、今回の改正に当たりましても同じような考え方でそれぞれ改正させていただきたいと思っております。

それから、95ページにつきましては、準用河川の新旧対照表でございます。

これにつきましても、これまでどおり道路占用料と同額ということとしておりますことから、今回の道路占用料の改正に合わせまして、同額の改定内容となっております。

以上で詳細説明とさせていただきますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

道路とかの占用料の値下げということだと思うんですけども、今まで入っていた占用料と、これによって減る金額というのは幾らぐらいになるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大きく影響いたしますのが電柱、電力さんとNTTの占用料でございます。2社合わせまして、約121万7,000円の減額となります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そのほかに利用しているものはどんなものがあるんでしょうか。その金額と、どのぐらい減るのかお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そのほかで今現在許可しておりますのが、各家庭における排水の管でございます。金額等が少額でございますので、通常は100円程度、100円未満については100円とするとなっておりますので、個人の方についてはほとんど影響がないということになっております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第27号 東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第27号東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方税法附則の規定により、固定資産税を課税免除とする期間が平成26年度限りで終了することに伴い、被害を受けた土地・及び家屋に係る平成27年度以降の固定資産税の減免に関する事項について新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、東日本大震災により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免に関する条例制定についての細部の説明をさせていただきます。

議案書、59ページをお開きください。

条文に沿ってご説明いたしますが、第1条の（趣旨）についてですが、津波被災区域における固定資産税の課税減免等については、平成26年度税制大綱において、平成27年度より一般の措置に移行することとされ、平成27年度以降は必要に応じ地方税法の規定に基づき、個々の土地及び家屋の被害状況に応じて市長村長の判断により減免を行うこととされました。

これを受け、本町においても、被害及び復興の状況などを総合的に勘案した結果、個別の条例を制定し、これを継続するものであります。

議案関係参考資料の2冊目の1ページをうるわしくお読みいただきたいと思います。

震災から現在に至るまでの制度の推移を、イメージ図等を使いながら図示しているところでございます。

23年度に創設された課税免除措置が26年度まで継続され、27年度については税法規定から各自治体の条例制定での対応に移行するというイメージ図でございます。

津波の浸水区域については、使用状況により課税免除される土地、家屋が減少しているという部分をこの図で示しているということでございます。

議案書にお戻り願います。

第2条は減免の内容を規定しており、全額免除と2分の1減免について規定しております。

第3条でございますが、60ページになります。

減免を受ける場合、申請を原則とするものの、その事由が明らかである場合には、職権による減免を可能とする規程を盛り込んでおります。

以下、施行については、27年4月1日からということでございます。

この措置による影響額、すなわち27年度において減免となる税額の見込みでございますが、現時点では筆数で6,000筆、1,500万から1,700万程度の影響が出るということを見込んでございます。減免した税額分につきましては、これまでの免除制度同様、震災復興特別交付税省令の規定等により、減収補填の対象となります。

また、この条例の、59ページ、第2条の規定でございますが、地方税法附則の規定の改正等が予定されておりまして、文言の整理などで一部改正が必要となりますことから、後に改めてご承認をいただくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、議案第27号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今ご説明いただいたとおりなのかなと思います。

確認しておきたいこととしてなんですけれども、27年度以降は減免措置をしないよとかそういうことではなくて、逆に減免措置をするために、国の制度が終わるので町で新たに条例を設定するという認識で間違いないのかと思いますが、そこをまず確認したいということですね。

それが1点と、今までの場合は供用を開始していたりとか、そこで何か事業を起こしていたりとか、そこに住むことはできませんから、その土地の利用が始まっているという方に関しては原則町長が指定して、そこからは税金をいただくという措置を今までしていたと。それが26年度で制度が切りかわるというか、制度がなくなるので、今回新たに制定することで、今度は逆に町長が、ここはまだ復興が進んでいない、土地がとても使える状況ではないと、実際に事業をやったりとか、そこで何か土地が使用されていないというところに関しては、今までと反対に固定資産税を減免しましょうということを指定していくという制度なんだろうと理解はしているんですけども、その認識で正しいのかどうかですね。

もう1点は、26年度から27年度で減免される実際の土地筆数その他、それが大きく変動があるのかどうか、その3点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まず、1点目、2点目に関しましては、お見込みのとおりでございます。27年度以降も継続するための条例制定ということでございます。

利用している土地等につきましても、毎年現地調査をして、課税すべき土地なのかどうかという判断をしながら賦課をしていくということでございます。

あとは、変動の状況でございますが、26年度課税部分では9,200筆ほどの課税免除を実施していたということで、先ほど6,000筆と申し上げましたが、その差は実質利用が始まったとか、または町の買い上げの対象になったとか、そういう形で課税されなくなっている土地だという解釈をしていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点目、2点目はいいとして、3点目、9,200から6,000に減るというのは3分の2ですよね。今まで使われていなかった土地の大まかにいえば3分の1が、広さ、筆によってまちまちでしょうから一概にはいえないんだと思いますけれども、3分の1は減免の対象にならなくなるという認識でよろしいのかどうか。

それから、先ほど説明の中で原則申請をして減免措置を受けると。ただ、条文の中では、それは使われていないとか使える状況ではないということが明らかであれば特に申請の必要は

ないというような条文が盛り込まれているという説明でしたけれども、例えば6,000筆を見込んでいるけれども、そこは申請すればといいますか、申請が足りていないためにそこはカバーできていないということがあるのかないのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 1点目につきましてはちょっと説明不足があったのかもしれません、9,200筆から6,000筆に減少するというのは、もちろん利用実態が明らかで減免の対象から外れるもの、または浸水区域で家屋の買い上げ等が盛んにされているわけですけれども、要するに課税減免の対象でなくなる土地が多くあったということで、それは減免の額にはカウントしないということで、筆数も減ることになるということでございます。

それから、できるだけ26年度までの制度の趣旨にのっとって、職権で漏れなく調査しようという考えではおるんですが、必要に応じて申請等をいただき、確認しながら課税するか減免するか判定するような土地も出てくる可能性もあるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今まであった土地が単に個人的に使うようになった、今まで使っていたなかたけれども使うようになったということもあるし、復興事業、区画整理とか含めて進んでいく中で、減免、課税するかしないかというところには係らない土地もでてきたという、復興事業が前に進んでいっているということなのかなと思いました。わかりました。

申請するしないの話ですけれども、もう1点だけ念を押して確認したいんですが、26年度までと使用状況であるとかが大幅に変化していなければ、申請が必要なく今までどおりの減免が受けられるという認識でいいのかどうか、そこだけ確認します。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お見込みのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

この説明の中に、申請書の提出を待たずに職権により固定資産税を減免することができるとあります。

この職権というものは、水が乗ったところは免除申請という形で、町からその家庭に、土地を持っているところに、ここは固定資産税が免除になりますよというような通知が当時あつたと思うんですけども、それをもとにしているのか、それとは別に、これは町長が職権でできることなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 当時の制度をほぼ引き継ぐような形で条例を定めて対応するというところでございますので、それがベースになっているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、町民に例えば聞かれた場合などは、お宅では当時減免になりましたか、どうですかということを問うということも一つの方法でいいと認識してよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 具体に申請がないんだけれども課税免除になっているんですかとかという問い合わせに関してはもちろんお答えしますし、そのように対応させていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第28号 南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第28号南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号南三陸町企業立地及び事業高度化を

重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律による企業立地促進等による地域において、個人または法人が行う設備投資に係る負担を軽減したいため、新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例についての細部を説明させていただきます。

議案書は62ページでございます。議案関係参考資料は、3ページをお開きいただきたいと思います。参考資料のほうで説明を進めさせていただきたいと思います。

提案理由のとおり、町内における事業者の設備投資に係る固定資産税の課税免除の規定を新たに定め、復興期における税制面での優遇措置の受け皿を整備したいためでございます。

この条例は、既に震災後施行されている復興特区における課税免除条例と重複する部分がございますが、ごらんの一覧のとおり、対象業種や取得価格、指定区域等が異なるため、広く適用させるためにこの条例を制定するということでございます。

この条例における対象業種等を表にまとめております。県知事より承認を受けた企業立地計画における対象計画は、対象業種の欄に記載している宮城北部地域ものづくり産業集積形成基本計画と、その下の宮城県北部地域食品関連産業等活性化基本計画の2本であり、それぞれの計画ごとに対象業種が定められております。

対象要件欄では、取得高価格の制限等を説明しております。

免除の期間は、課税免除適用期間ということで、課税されることとなった年度から3カ年度ということになります。

議案書に戻りますが、62ページをごらんください。

第1条は、今説明した（趣旨）でございます。第2条で、この条例の用語の定義を行っております。第3条で、（課税減免の適用）について定めているということでございます。

この条例による課税免除に係る減収分につきましても、交付税の補填対象となるということございます。

議案関係参考資料の、また議案書を外れますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

前後して大変申しわけないんですが。

既に施行済みの復興特区関連の課税免除条例等、今回の条例の適用関係を表したものでございます。それぞれの条例ごとに課税免除の対象となる資産の種類、免除期間、取得価格要件、申請受付窓口等をあらわしております、減収分の補填が受けられる根拠法を最下段に表記しております。

この資料は、既に施行済みの条例が復興産業集積区域内の課税免除条例となります。今回施行の条例ということで、後にご説明申し上げますが、過疎自立促進と合わせて、企業立地促進に係る課税免除条例ということで、資産の種類の丸バツにつきましては、対象となるかならないかの丸バツということでございます。不均一課税を行った場合の減収補填の関係法は最下段に列記させていただいております。

以上、細部の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号 南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の
課税免除に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議案第29号南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく南三陸町の区域内において、特別償却設備等の設備投資を行う民間事業者に係る負担を軽減したいため、新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第29号南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定についての細部説明をさせていただきたいと思います。

議案書は65ページになります。議案関係参考資料は、4ページをお開きください。

前議案の企業立地促進に関する条例とも関連がありますが、今年度4月より南三陸町は過疎地域に指定されたことで、この本町の区域内で製造業、情報通信技術利用事業、旅館業などの事業者の設備投資に係る固定資産税の課税免除の規定を新たに定め、復興期における税制面での優遇措置を講じたいための提案でございます。

対象地域、対象要件などを4ページの参考資料のほうにまとめてございます。

ご説明したとおりで、対象業種は製造業、情報通信技術利用事業、旅館業となってございます。

対象要件欄は、青色申告を提出する法人または個人で、特別償却等を受けられる資産を設置したものということで、その取得価格の合計が2,700万円を超えているということになってございます。

適用期間につきましても、前条例と同じく、課税されることとなった年度から3カ年度が対象ということでございます。

対象資産等につきましては、2ページの一覧に表示したとおりでございますので、ごらんいただければと思います。

課税免除の申請につきましては、規則等で改めて定めるというようなことでございます。
65ページにお戻りください。

条文でございますが、第1条はただいま説明申し上げました（趣旨）等でございます。第2条で、（課税免除の適用）等について定めてございます。

施行については27年4月1日からということで、この条例による課税減免に係る減収分につ

いても、交付税の補填の対象となるということでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

対象要件の中に、特別償却というこの内容をちょっともう少しあみ碎いて説明していただきたいと思います。

それから、この資産で取得価格の合計額が2,700万ということではあります、2,700万に設定した根拠といいますか、もう少し安くしても、低くしてもいいのかなという感じがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これは、税法の規定等で特別償却につきましては規定がございまして、建物附属設備については100分の6まで、機械装置については100分の10までというような規定がございまして、そういう通常の耐用年数に応じた償却ではなくて、特別な償却を行うというような意味合いでございます。

それから、2,700万の基準でございますが、これは条例の中にも記載しておりますが、省令で定められた基準がこの数値ということになりますて、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令で、この2,700万というのが基準として定められているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その基準額からいいますと、省令で定められているから変えられないということですか。無理ですと。不可能に近い不可能ではないんですか。そうですか。

その特別償却、例えば機械等は100分の10ということではあります、残ったものを、償却したものを見た部分で対象になる機械あるいは建物とかそういうものを、積算というか、足していくと2,700万を超えるといふことなのか、どういうことなのか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これもその省令で詳しく内容が定められておりまして、その機械設備とか付属設備、機械装置等の合計額がその基準を超えるかどうかで判定されるということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ここに、固定資産税について3年度分の課税免除をするという、3年という期間なんですが
れども、せっかく新しい工場にせよ旅館業にせよ、ここで立ち上がって雇用の場を設けてや
っていくというときに、3年というのがちょっと短いかなというのが私的には思うんですけど
れども、せめて5年ぐらいは考えられなかつたのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これもただいま申し上げました省令等で減収補填の対象となる
期間が3年と定められているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この対象業種に、製造業、情報通信技術利用、コールセンター等、それから旅館業とかがあ
るんですけども、業種をこの3つに限った理由と、ほかに1次産業には適用できないのか
をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 業種に関してでございますが、これらも国の制度の中で、省令
の中で定められた業種ということでございまして、前に提案した企業立地等の業種等とはか
ぶっていないという部分もございますし、広く対象となるような国の制度設計の中での業種
の絞り込みと捉えてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 製造業は考えられるんですけども、コールセンターが例えば来る
か、そういう見込みというのはあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） コールセンターの具体的な計画は現在のところはございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後3時39分 延会